省　令

○農林水産省令第四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十三日

農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「東支那海」の下に「、フィリピン海」を加え、「及びソロモン海」を「、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリテッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　中西部太平洋条約海域　西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条1に規定する海域をいう。

二　インド洋協定海域　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域をいう。

三　大西洋条約海域　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域をいう。

四　北西大西洋条約区域　北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約第一条1に規定する区域をいう。

第三十一条の二中「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（以下「中西部太平洋条約」という。）第三条1に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）」を「中西部太平洋条約海域」に改める。

第五十七条第一項中「大西洋の海域（地中海の海域を含む。）」を「大西洋条約海域」に改め、「以下」の下に「本則において」を加える。

第九十二条各号列記以外の部分中「以北」及び「以西」を削り、「以南の太平洋及びインド洋の海域並びに大西洋の海域（地中海の海域を含む。）」を「及び西経二十度の線により囲まれた海域並びに大西洋条約海域」に改める。

別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ中(175)を(178)とし、(48)から(174)までを(51)から(177)までとし、同(47)中「と同町大戸瀬埼突端西北西三海里の点を結ぶ線上艫作埼突端一・五海里」を「三百三十三度三十分一・一海里」に改め、同(47)を同(49)とし、同(49)の次に次のように加える。

(50)　青森県西津軽郡深浦町入前埼突端十度一・五海里の点

別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ(46)中「北北西一海里」を「二百九十五度〇・七海里」に改め、同(46)を同(48)とし、同(45)を同(47)とし、同(44)中「一海里」を「一・八海里」に改め、同(44)の次に次のように加える。

(45)　青森県西津軽郡深浦町大字沢辺恵神埼突端二百六十九度一・五海里の点

(46)　青森県西津軽郡深浦町艫作埼突端二百六十一度〇・六海里の点

別表第二遠洋底びき網漁業の項第九号中「北緯三十五度の線以北、西経四十四度の線とグリーンランドの南海岸線との交点、北緯五十九度西経四十四度の点、北緯五十九度西経四十二度の点及び北緯三十五度西経四十二度の点を順次に直線で結ぶ線以西の大西洋の海域並びにセント・ローレンス湾、デイヴィス海峡及び北緯七十八度十分の線以南のバフィン湾の海域」を「北西大西洋条約区域」に改める。

別表第二大中型まき網漁業の項第七号中「（ベーリング海、オホーツク海及び日本海の海域を含む。）」を削り、同項第八号ロ及び第十号中「インド洋の海域」を「インド洋協定海域」に改める。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第九号から第十三号までの規定中「インド洋の海域」を「インド洋協定海域」に改め、同項第十四号中「大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十四号まで及び第二十九号並びに別表第四において同じ。）」を「大西洋条約海域」に改め、同項第十五号から第二十五号までの規定中「大西洋の海域」を「大西洋条約海域（地中海の海域を除く。）」に改め、同項第二十七号中「大西洋の海域」を「大西洋条約海域」に、「西大西洋海域」を「西大西洋の海域」に改め、同項第二十八号中「西大西洋海域」を「西大西洋の海域」に改め、同項第二十九号及び第三十号中「西大西洋海域以外の大西洋の海域」を「西大西洋の海域以外の大西洋条約海域」に改め、同項第三十一号中「大西洋の海域」を「大西洋条約海域」に改め、同項第三十二号を削り、同項第三十三号中「メキシコ湾海域」を「メキシコ湾の海域」に改め、同号を同項第三十二号とする。

別表第四中「インド洋の海域」を「インド洋協定海域」に、「大西洋の海域」を「大西洋条約海域」に改める。

別表第五の一の項中「第二条第一項」を「第二条1」に、「第二条第三項」を「第二条3」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百四十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二十六日内閣府告示第百三十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年七月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫

二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○内閣府告示第二百四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百九十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年七月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　富士宮信用金庫

二　住所　静岡県富士宮市元城町三十一番十五号

○内閣府告示第二百四十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年七月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社阿波銀行

二　住所　徳島県徳島市西船場町二丁目二十四番地の一

○内閣府告示第二百四十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年七月二十八日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○内閣府告示第二百四十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十四年十一月二十九日内閣府告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」を「東京都千代田区大手町一丁目五番五号」に改める。

○内閣府告示第二百五十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十五年三月六日内閣府告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」を「東京都千代田区大手町一丁目五番五号」に改める。